

山梨県公報

第三百六十二号

令和五年

三月二十日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始(二件)……………一四三

○都市計画事業の認可……………一四四

○令和五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………一四四

公告

○基本測量の実施……………一四五

○開発行為に関する工事の完了について……………一四五

その他

○山梨県道路公社が管理する有料道路の料金の変更……………一四六

告示

山梨県告示第八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和五年四月十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葎崎南アル プス中央線	南アルプス市有野字北新田四〇 〇七番一地先から 南アルプス市有野字古屋舗一六	四八〇・〇	令和五年三 月二十日

九四番一地先まで

山梨県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和五年四月十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐早川線	南アルプス市芦安通字処根ジ リ六一六番一地先から 南アルプス市芦安通字処根ジ リ六一六番一地先まで	四二・四	令和五年三 月二十日

山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和五年四月十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨市停車場 場線	山梨市上神内川字藁塚三四番四 地先から 山梨市上神内川字藁塚三五番二 地先まで	二四・七	令和五年三 月二十日

山梨市上神内川字古宮一四一番 二地先から	四九・二
山梨市上神内川字古宮一三五番 九地先まで	
山梨市上神内川字古宮一三四番 三地先から	一五一・一
山梨市下神内川字神明前一〇 番二地先まで	

山梨県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画事業の種類及び名称 葎崎都市計画公園事業 五・五・一号 葎崎中央公園

二 施行者の名称 葎崎市

三 事業施行期間 令和五年三月二十日から令和八年三月三十一日

四 事業地

- 1 収用の部分 山梨県葎崎市藤井町南下條字滝坂地内
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和五年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」

という。）等について次のとおり定め、令和五年四月一日から適用する。
令和五年三月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格を有すると認められたものとする。

1 令第六百六十七条の四第一項各号（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者

2 令第六百六十七条の四第二項（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第六百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 県税（個人県民税を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

5 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

7 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第六十七号（以下「令和三年告示」という。）に掲げる契約の種類及び種目（以下「契約の種類等」という。）のうち、競争入札参加資格を受けようとする契約の種類等に係る営業を営んでいることが確認できない者

8 契約の履行に当たり必要な機器等を所有（リースの場合を含む。）していない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、別に定める物品等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び誓約書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（一）法人の登記事項証明書（法人の場合）

（二）身分証明書（個人の場合）

（三）印鑑証明書

（四）財務諸表（法人にあっては審査基準日の直近の貸借対照表及び損益計算書、個

人にあつては審査基準日の直前に提出した所得税確定申告書の写し)

(五) 納税証明書(審査基準日の直前の全ての県税(個人県民税を除く。))及び消費税に係るもの)

(六) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面

(七) 返信用封筒(長形三号)(送付先を記載し、八十四円分の郵便切手を貼付)

2 申請書及び添付書類は、七に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 競争入札参加資格の有効期限
競争入札参加資格の有効期限は、競争入札参加資格を認定した日から令和六年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

競争入札参加資格を有すると認められた者は、その資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 法人にあつては代表者又は役員の名及び氏名、個人にあつては氏名

3 代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に關する一切の権限を委任されている者の氏名

4 所在地又は住所(代理人の所在地又は住所を含む。)

5 電話番号

6 使用印鑑

7 資本金(法人の場合に限る。)

8 競争入札への参加を希望する契約の種類等及び順位

9 その他営業内容に關する重要な事項

五 競争入札参加資格の取消し

競争入札参加資格を有すると認められた者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、知事はその競争入札参加資格を取り消すことができる。

1 一のいずれかに該当する者となつたとき。

2 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになつたとき。

3 競争入札参加資格の認定を受けた契約の種類等に係る営業の全部を廃業したとき。

4 その他知事が必要と認めたととき。

六 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 競争入札参加資格に關する文書を入手するための手段

資格審査の申請に係る様式等は、山梨県出納局管理課(郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五一二三三一一三九五)にあらかじめ連絡の上請求して入手すること。

八 その他

令和三年告示に基づき競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

公 告

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量(国土広域情報 修正)

二 測量の地域 山梨県全域

三 測量の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

● 開発行為に關する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に關する工事は、完了した。

令和五年三月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字東京良原五千三百七番から五千三百十九番まで、五千三百二十一番二、五千三百二十二番の一部、五千三百二十四番の一部、五千三百二十五番一から五千三百二十五番三まで、五千三百二十八番一、五千三百二十九番一、五千三百三十番一、五千三百三十番二、五千三百三十一番一、五千三百三十二番二、五千三百三十三番二及び五千三百三十四番一の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡忍野村内野六百九十六番地

その他

山梨県道路公社公告第四号

山梨県道路公社が管理する有料道路の料金について変更を行うので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月二十日

山梨県道路公社理事長 飯 野 照 久

一 対象路線

富士山有料道路

雁坂トンネル有料道路

二 変更事項

イ 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は高速道路会社等の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、山梨県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、山梨県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日発第百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき山梨県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有し

ていない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、山梨県道路公社が別に定めるもの

また、上記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、山梨県道路公社が別に定めるものについては、山梨県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ 割引率

割引率は五割以下とする。

三 実施期日

令和五年三月二十七日